

高松市監査委員告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見をそれぞれ同条第9項および同条第10条の規定により、また、同条第12項の規定により改善を要する事項について高松市長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成13年11月22日

高松市監査委員 花崎 政美
同 吉田 正己
同 谷本 繁男
同 菰刈 将鷹

平成13年度財政援助団体監査の結果報告および財政援助団体監査の結果に基づく改善措置について

記

第1 監査の概要

1 監査の対象, 期間等

監査対象団体	監査対象事務	監査期間
高松競輪場臨時従事員 共済会	平成12年4月1日から平成13年3月31日までに執行した出納その他の事務	平成13年5月1日から 平成13年6月7日まで

監査は、上記出納その他の事務のうち、高松市が監査対象団体に支出した交付金に係る次の事業について実施した。

- (1) 共済給付事業(一般会計, 離職餞別給付事業特別会計)
- (2) 福利厚生事業(福利厚生事業特別会計)

2 監査の方法

当該監査対象団体および同団体に対し交付金の交付事務を所管している産業部競輪局事業課から関係書類等の提出を求めるとともに説明を聴取し、次の項目について監査した。

(1) 所管部局(産業部競輪局事業課)

- ア 交付金の決定は法令等に適合しているか。また、交付金交付要綱は整備されているか。
- イ 交付金交付目的および交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 交付金の交付条件は明確か。
- エ 交付金の額の算定, 交付方法, 時期, 手続等は適正か。
- オ 交付金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 当該交付金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 監査対象団体(高松競輪場臨時従事員共済会)

- ア 事業計画書, 収支予算書および決算諸表等と所管部局へ提出し

た交付金の申請書，実績報告書等は符合するか。

イ 交付金交付申請書の提出および交付金の請求，受領は適時に行われているか。

ウ 事業は，計画ならびに交付条件に従って実施され，十分効果を上げられているか。また，交付金が交付対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備，記述は適正か。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

オ 交付金に係る収支の会計経理は適切か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また，精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第2 高松競輪場臨時従事員共済会の概要および監査の結果等

1 事業目的

高松競輪，観音寺競輪場外車券売場臨時従事員の相互共済および福利厚生を図るとともに，会員相互の親睦に努めることを目的とする。

2 事務所所在地

高松市福岡町一丁目4番46号高松競輪場内

3 組織(平成13年5月1日現在)

会員数は450人であり，一般会員425人および特別会員25名(高松市職員21人，観音寺市職員4人)で構成されている。

そのうち，役員は21名で，会長1人，副会長3人，専務理事1人，理事14人および監事2人となっている。

4 実施事業および会計区分

高松競輪場臨時従事員共済会は，事業目的を達成するため，次に掲げる事業を行っている。

- (1) 共済給付事業(一般会計，離職餞別給付事業特別会計)
- (2) 場内における軽食，喫茶等の運営事業(軽食喫茶事業特別会計)
- (3) その他福利厚生事業(福利厚生事業特別会計)

5 高松市からの助成状況

交付金名	交付件数	金額(円)	共済会会計名
離職餞別給付事業交付金	3件	32,093,174	離職餞別給付事業特別会計
一般給付事業交付金	1件	173,568	一般会計
福利厚生事業交付金 (泊旅行)	1件	4,515,014	福利厚生事業特別会計
福利厚生事業交付金 (視察研修)	1件	234,000	福利厚生事業特別会計
福利厚生事業交付金 (高松まつり)	1件	919,270	福利厚生事業特別会計

福利厚生事業交付金 (日帰り旅行)	1件	1,162,160	福利厚生事業特別会計
合 計	8件	39,097,186	

6 収支の状況等

平成12年度における各会計別の収支および財産の状況は、次表のとおりである。

【離職餞別給付事業特別会計収支決算書】

収支の部 (単位 円)

	予算額	決算額	比 較	備 考
1 交付金	54,009,000	50,145,584	△ 3,863,416	高松市 32,093,174 観音寺市 18,052,410
2 雑収入	1,000	346	△ 654	預金利子 346
合 計	54,010,000	50,145,930	△ 3,864,070	

支出の部 (単位 円)

	予算額	決算額	比 較	備 考
1 離職餞別給付金	54,010,000	50,145,584	3,864,416	定年退職 25人 46,649,216 普通退職 3人 3,496,368
合 計	54,010,000	50,145,584	3,864,416	

収入合計50,145,930 - 支出合計50,145,584 = 繰越額346

【一般会計収支決算書】

収支の部 (単位 円)

	予算額	決算額	比 較	備 考
1 会 費	271,000	271,200	200	600円/人×452人
2 交付金	271,000	271,200	200	高松市 173,568円 観音寺市 97,632円
3 繰入金	488,000	381,837	△ 106,163	一般会計積立金取崩
4 繰越金	1,000	682	△ 318	平成11年度決算に伴う剰余金
5 雑収入	1,000	61	△ 939	預金利子
合 計	1,032,000	924,980	△ 107,020	

支出の部 (単位 円)

	予算額	決算額	比 較	備 考
1 事業費	824,000	716,000	108,000	30年勤続祝金 232,000円 出産祝金 2,000円 入学祝金 28,000円 傷病見舞金 140,000円

				死亡弔慰金 115,000円 退会金 199,000円
2 事務費	158,000	157,017	983	
3 予備費	50,000	0	50,000	
合 計	1,032,000	873,017	158,983	

収入合計924,980 - 支出合計873,017 = 繰越額51,963

【福利厚生事業特別会計収支決算書】

収支の部

(単位 円)

	予算額	決算額	比 較	備 考
1 臨時会費	8,654,000	6,748,043	△1,905,957	
2 交付金	12,130,000	9,813,019	△2,316,981	高松市 6,830,444円 観音寺市2,982,575円
3 繰入金	1,300,000	887,076	△ 412,924	軽食喫茶事業特別会計 から繰入
4 繰越金	250,000	437,235	187,235	平成11年度決算剰余金
5 雑収入	2,000	893	△ 1,107	預金利子
合 計	22,336,000	17,886,266	△4,449,734	

支出の部

(単位 円)

	予算額	決算額	比 較	備 考
1 宿泊旅行	17,094,000	13,043,792	4,050,208	会員 188人 特別会員 11人
2 日帰り旅行費	2,648,000	2,142,750	505,250	会員 154人 特別会員 8人
3 高松まつり参加費	960,000	919,270	40,730	会員 110人 特別会員 16人
4 視察研修費	1,382,000	1,381,076	924	
5 予備費	252,000	0	252,000	
合 計	22,336,000	17,486,888	4,849,112	

収入合計17,886,266 - 支出合計17,486,888 = 繰越額399,378

【財 産 目 録】

平成13年3月31日現在

(単位 円)

積立金の種類	保管の種類	金 額
一般会計積立金	定期預金	2,877,716円
離職餞別給付準備金	定期預金	27,032,549円
	普通預金	2,476,638円
合 計		32,386,903円

7 監査の結果および意見

監査の結果、出納その他の事務についてはおおむね適正に処理されていたが、高松市が高松競輪場臨時従事員共済会に支出した交付金の精算の結果生じた返還金について、その返還に一部遅延が見受けられたので、今後このようなことがないように高松市会計規則第80条第2項を遵守し、精算により精算残金が生じたときは、直ちにこれを返納するよう、同共済会を指導されたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する改善内容等

1 高松市衛生組合連合会

(1) 職員の事務分掌を改善すべきもの

ア 改善を要する事項(要旨)

高松市から高松市衛生組合連合会に対する補助金の支出事務において支出側である環境保全課の出納事務と受入側である同衛生組合連合会の出納事務を同一職員が行っており、内部牽制組織上問題があるので、事務分掌を改善されたい。

イ 改善された内容(措置通知日、平成13年3月19日)

高松市から高松市衛生組合連合会に対する補助金の出納事務については、事務分掌を明確にし、同一職員が行うことのないよう改善をした。

2 高松市土地開発公社

(1) 高松市土地開発公社が保有している用地のうち、取得後5年以上経過している物件の早期処分について

ア 改善を要する事項(要旨)

公社が用地を取得後5年以上経過した物件については、関係部課と協議の上、できる限り早い時期に、高松市等へ売却するなど、金融機関からの借入金に係る金利負担の軽減を図り、当初の用地取得計画に沿った用地の活用をされたい。

イ 改善された内容(措置通知日、平成13年6月13日)

取得後5年以上経過していた物件のうち、平成13年5月31日現在で既に売却した物件は、次のとおりである。

(ア) 都市計画道路・高松海岸線 面積221.51平方メートル
売却金額248,990,661円 平成13年2月28日売却

(イ) 高松港頭地区・高松駅南線 面積123.40平方メートル
売却金額589,422,519円 平成13年4月27日売却

(ウ) 高松港頭地区・高松駅南線 面積116.40平方メートル
売却金額556,259,704円 平成13年5月31日売却